

流域委員会の運営

1. 釧路川流域委員会運営要領（案）

本運営要領は、釧路川流域委員会設置要領（平成 14 年 10 月 18 日付け、以下「設置要領」という。）に基づき、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員長の選出

委員長を〇〇委員とする。

(2) 副委員長の指名

副委員長を〇〇委員とする。

(3) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、委員長の確認を得なければならない。

(4) 会議の公開

会議については、公開で審議する。

(5) 会議資料等の公開

会議資料・議事概要は公開とし、事務局はホームページ等での閲覧が可能となるような措置を講ずる。但し、委員長が個人情報等公開することが適当でないとは判断したものについては、公開しないものとする。

(6) 委員会の事務

事務局は、委員長の指示を受けて以下の事務を行う。

① 会議資料(案)の作成

② 議事概要(案)の作成

③ 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成

④ その他

2. 運営要領の見直し

本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができるものとする。

3. 施行期日

本運営要領は、平成 14 年 10 月 18 日から施行する。

2. 流域委員会の情報公開について

(1) 委員会の公開

① 一般傍聴者の受け入れ

- 一般傍聴者の受け入れは、全ての希望者が傍聴できるよう可能な限り配慮することを基本とする。

② 一般傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。但し、会場に入れきれない場合は先着順とする。

③ 会議の開催案内方法

- 記者発表やホームページに掲載する等、できる限り広く周知する。

(2) 委員会資料・審議結果等の情報公開

① 当日の委員会資料の配布

- 一般傍聴者には委員会資料を配布する。

② 議事概要・会議資料の公表

- 議事概要を公表する。
- 議事概要の公表にあたっては、委員長の責任において行う。
- 会議資料は、北海道開発局や北海道等の関係機関において、供覧・貸し出しを行う。また、会議資料や議事概要のホームページへの掲載、委員会概要チラシの作成、記者会見（委員長が必要と認める場合）等により、できる限り広く周知する。

3. 関係住民等の意見聴取について

(1) 情報の提供

- 委員会の公開(ホームページ、チラシ、記者発表、資料閲覧等)
- 整備計画概要版の配布
- 住民説明会の実施
- 河川整備計画(原案)の公告・縦覧

(2) 住民意見の聴取方法

- ホームページ上に意見募集の仕組みをつくる
- 釧路開発建設部及び釧路土木現業所等に意見受付担当窓口を設置し、意見書の提出を受け付ける
- 公聴会の実施